# 公　告

## 諸事項

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月６日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成26年11月14日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　通商株式会社　青木慶一郎　大阪府大阪市北区中之島３－３－23　国土交通大臣許可（般－25）第20091号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、石工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年11月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月６日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成26年12月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中村建設株式会社　中村　光良　奈良県奈良市三条大路１－１－48　国土交通大臣許可（特－24）第9937号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年12月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月６日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年２月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ダンテック　長石　　学　兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1441－１　国土交通大臣許可（般－25）第22686号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年２月25日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月６日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年２月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社博電工業　山口　照博　奈良県橿原市光陽町275　国土交通大臣許可（般特－26）第20766号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年２月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月６日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年３月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社吉勝重建　矢野　智孝　福井県福井市春山２－18－24　国土交通大臣許可（般特－25）第20490号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年３月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月６日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年３月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　柳生設備株式会社　福地　文雄　大阪府大阪市北区南森町２－４－32　国土交通大臣許可（般特－24）第20256号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年３月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月６日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年３月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　兼杉興業株式会社　杉原　俊博　大阪府岸和田市大北町１－３　国土交通大臣許可（般特－23）第11472号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年３月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年８月６日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成27年４月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　パナホームリフォーム株式会社　中田　允彦　大阪府豊中市新千里西町１－１－４　国土交通大臣許可（特－25）第25042号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年４月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。